

2023（令和5）年3月27日

札幌刑務所長 妙圓 蘭 史 殿

札幌弁護士会

会 長 佐 藤 昭 彦

同人権擁護委員会

委員長 難 波 徹 基

要 望 書

当弁護士会は、申立人からなされた人権救済申立事件について調査した結果、下記のとおり、要望します。

記

第1 要望の趣旨

札幌刑務所が、脊髄梗塞の疑いがあると診断された申立人に対し、約1年1か月にわたり外部医療機関の医師より勧められたリハビリテーションを含め、およそリハビリテーションを実施しなかったことは、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を怠るものであることから、今後は、理学療法士の有無にかかわらず、申立人に対するリハビリテーションの実施を怠ることのないよう要望する。

第2 要望の理由

別紙調査報告書のとおりである。

調査報告書

下記人権救済申立事件について、次のとおり調査の結果を報告する。

記

事件名 医療上の措置に関する人権救済申立事件
事件番号 2021-19号
受付日 2021（令和3）年11月26日
申立人 ●●●●
相手方 札幌刑務所

第1 申立の趣旨

申立人にとって必要なりハビリテーションに関して、札幌刑務所が、その付添い・補助等を行わないこと及び申立人がベッドの上での筋力トレーニング等の運動をすることにつき許可しないことは人権侵害である。

第2 当委員会が認定した事実

申立人からの聴き取り調査、旭川刑務所、札幌刑務所及び申立人が通院した医療機関への照会等によって認定できる事実は以下のとおりである。

1 脊髄梗塞について

(1) 病態

脊髄を支配する血管の血流障害により脊髄実質の壊死が生じたものをいう。症状は急速に発生するが、神経脱落症状が出現する前に梗塞部位の支配領域に概ね一致して痛みを生じることが多い。

主症状として、急性発症の腰痛、対麻痺や四肢麻痺、解離性感覚障害、膀胱直腸障害などが挙げられる。

(2) 治療方針

治療法としてエビデンスが確立されたものはないが、尿路感染症など急性期の合併症を発症しないよう保存的に治療を行いつつ、全身状態を診ながら（全身状態が安定していることを前提に）、すみやかにリハビリテーションを行うこととされている。

2 申立人の疾病とそれに対する各刑事施設の対応

(1) 申立人は、旭川刑務所に収容中の2020（令和2）年10月頃、筋力低下や感覚障害が出現し、旭川市内の病院において脊髄梗塞の疑いがあると診断された（以下、この診断のことを「本件診断」と、同診断をした医師を「外部医師」という。）。

(2) 本件診断を踏まえ、旭川刑務所は、外部医師より、申立人に対するリハビリテーションを含めた加療をすすめられたことから、同所の医務課医師は、外部医師の引き継ぎに基づいたリハビリプログラムを定め、同所の医務課職員1名が補助につきながら、申立人の体調等を考慮しつつ1日40分から1時間50分程度のリハビリテーション（①ベッド上において、足を蹴る、足を上げる動作、②ベッド上において、寝返り、起き上がりの動作、③立つ練習、④座位バランス）を実施していた。

なお、原則、平日は、申立人のリハビリテーションを実施していたが、特定の実施時間は定めておらず、また、申立人の体調等の事情により、平日においても実施しない日があった。

また、旭川刑務所は、外部医師より、本件診断において、筋力低下や感覚障害は、入院時と比較して若干の改善傾向を認めており、症状はまだ改善する見込みがあるため、今後も専門的なリハビリテーションを要する状態であるものの、リハビリをしても症状が残る可能性は高い旨の所見が示された。

- (3) 2020（令和2）年12月下旬、申立人は、旭川刑務所から札幌刑務所に移送された（旭川刑務所の回答によれば、移送の理由は「申立人のリハビリテーションのため」であった。）。その際、旭川刑務所は、札幌刑務所に対し、上記（1）の事実及び上記（2）の内容（リハビリの内容及び外部医師の所見）を引き継いだ。
- (4) 申立人が札幌刑務所に移送された後、同所は、同所理学療法士1名が、平日の午後ほぼ毎日、実施するリハビリの内容に応じて相応の時間、同所で用意した装具（ニーブレース）を使用するなどして、申立人に対し、両膝に装具を装着又は未装着での起立、立位及び平行棒内歩行訓練等のリハビリを実施した。
- (5) 2021（令和3）年3月31日、上記（4）の理学療法士が札幌刑務所を退職したため、同日以降、同所は、申立人に対し、リハビリを実施しなかった。
- (6) 札幌刑務所は、同所理学療法士の退職に伴い、新たな理学療法士を募集していたものの、応募がなく採用できずにいたが、2022（令和4）年4月1日付けで理学療法士を採用したことから、同月25日より、申立人に対し、上記（4）のリハビリを再開した。

第3 当委員会の判断

1 刑務所における医療に係る職務上の法的義務の内容

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律56条は、「刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。」と規定する。

この点、個人の衛生や健康の保持は、一般社会においては、基本的には

個々の責任においてなされるものであり、医療機関等での診療についても、原則的には医療契約に基づいてなされることになる。

しかしながら、被収容者は、行動の自由を制限され、生活全般にわたって規制を受けており、その生命及び健康の維持を被収容者の自助努力のみで行うことは困難であることから、刑事施設は、被収容者の生命及び健康を維持するための責務を有することになる。また、刑事施設が多数の人間による集団生活の場である以上、保健及び衛生に関する配慮は、刑事施設における基本的要請であることから、刑事施設における医療においても、医療法規の適用があり、一般の病院・診療所に求められている水準の医療上の措置が講じられなければならないことは当然である。

そして、最高裁判所平成7年6月9日第二小法廷判決は、診療契約に基づき医療機関に要求される医療水準について、「診療当時のいわゆる臨床医学の実践における医療水準」が基準となるとしているから、刑事施設における医療においても、上記と同様の医療水準が要求されるというべきである。

2 外部医師の判断と医療水準、札幌刑務所の対応について

- (1) 本件診断において、外部医師は、脊髄梗塞の疑いがある申立人につき、筋力低下や感覚障害は、入院時と比較して若干の改善傾向が認められること及び（リハビリをしても症状が残る可能性は高いものの）その症状はまだ改善する見込みがあることから、旭川刑務所に対し、リハビリテーションを含めた加療をすすめたものである。そして、脊髄梗塞の疑いがあるものと診断された場合の治療法として、（全身状態が安定していることを前提に）速やかにリハビリテーションを実施することが求められているのである。
- (2) この点、札幌刑務所は、同所理学療法士1名が、同所を退職したことを理由に、約1年1か月にわたって、申立人に対し、リハビリテーションを

実施していなかったわけであるから、このことは、申立人に対し、一般の病院・診療所に求められている水準の医療上の措置が講じられていなかったものと言わざるを得ない。

なお、札幌刑務所は、同所が申立人に対しリハビリテーションを実施しなかったことにつき、「当所では、申立人が入所して以降、同理学療法士が申立人に対し、専門的なリハビリを実施していたところ、令和3年3月31日付けで同理学療法士が退職したため、同日以降、専門的なリハビリを実施することができ」なかった旨述べていることからすると（下線部：当会）、同所は、理学療法士がいなければ、およそ申立人に対し、（同所が述べるところの専門的な）リハビリテーションを実施できない、あるいは実施しないことに正当な理由があると主張するものと思われる。しかし、同所において、同理学療法士が退職したことにより、およそ理学療法士が在籍しなくなったのであれば、例えば、外部の医療機関へ通院または入院させることで継続的なリハビリテーションを実施することが可能であったわけであるから、その主張に正当な理由はない。

また、そもそも、上記札幌刑務所の主張が刑事施設内で通用するならば、申立人に限らず、広く被収容者一般に対し、一般の病院・診療所に求められている水準の医療上の措置が講じられないことにもなりかねず、同所の対応は看過できない。

第4 結論

以上より、札幌刑務所が、脊髄梗塞の疑いがあると診断された申立人に対し、約1年1か月にわたり外部医療機関の医師より勧められたリハビリテーションを含め、およそリハビリテーションを実施しなかったことは、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を怠るものであることから、今後は、理学療法士の有無にかかわらず、申

立人に対するリハビリテーションの実施を怠ることのないよう要望する。

以 上